

第 10 回総会 令和 6 年 3 月 2 9 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、3 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、公共工事に伴う農地の一時使用届が 1 件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字三納字〇〇番 1、地目・田、面積 1,344 m²、使用面積 60 m²。所有者の住所・氏名：大字〇〇・〇〇。場所は、三納地区〇〇集落の〇〇にある農地です。申出人の住所・氏名は、西都市・〇〇。発注者は、宮崎県西都土木事務所。工事名：〇〇。使用目的：現場事務所設営地。使用期間：令和 6 年 4 月 15 日から令和 6 年 9 月 30 日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

局 長 また、相続届出 6 件、使用貸借合意解約 4 件、賃貸借合意解約 19 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 5 年度第 10 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 14 名 推進委員 14 名、合計 28 名の出席であります。

本日の議案件数であります、8 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。1 番 〇〇委員、32 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 45 号農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更承認について
を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第45号農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

9番 今回は26番〇〇委員と私(9番〇〇委員)が会長の命を受けまして、3月18日、午前8時45分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第4条2件、農地法第5条5件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、7番〇〇委員、12番〇〇委員、3番〇〇委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

26番 1番について説明します。申請地は茶臼原地区の〇〇集落で、〇〇にある農地です。今回の申請は申請人が牛舎を建設するための転用申請です。申請地は東側は農道、西側は牛舎、南側は畑、北側はロール置場となっています。雨水は牛舎から自然浸透及び調整池により排水します。転用による土砂の周辺への流出については、緑地を設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明については、〇〇と環境保全に関する協定を結んでいるとのこと。申請地は農地の広がり10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地は、申請人が令和2年にロール保管用地として、転用許可を受けた土地でありましたが、今回、規模拡大のため新たに〇〇棟の牛舎を建設したいという申請です。排水についての土地改良区の同意書、〇〇との環境保全に関する協定書が添付されております。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 汚水の処理については、大丈夫でしょうか。

事務局 申請人には汚水及び雨水を外に出さない、既存畜舎前の県道が管理不足により水に浸かる状況であるので対策をしてほしい等の要望を伝えたくて、しっかりやりますとの回答をいただいています。

28 番 汚水の処理施設については、確認していますか。

事務局 図面を確認していただくと、貯水池が記載されている隣に、堆肥・のこくずと書いてあります。そこに汚水の処理施設も設置すると確認しました。図面の修正が間に合っておらず、修正前の図面を添付しております。

29 番 ここはロール置場ということで、数年前に許可をとったとのことですが、これだけの面積の牛舎を作った場合、ロール置場の確保はどのように考えているのでしょうか。

事務局 代替地についてということですが、付近一帯が所有地であり飼料を作付けしていますので、仮置きすることで対応したり、ロール置場のすべてを牛舎にするわけではありませんので、残った置場で対応したいとのことでした。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 46 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 46 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2

ページの通り申請件数は 1 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 農地法第 4 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約 100m のところにある農地です。申請人が長屋住宅を建築するために申請されたものです。申請地は東側は国道、西側は宅地、南側は宅地、北側は市道となっています。雨水は北側道路側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。土砂の流出につきましては、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 3 ページの通り申請件数は 2 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

26 番 農地法第5条の1番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から東へ約100mのところにある農地です。申請人が渡人より売買により所有権の移転を受け、分譲住宅地6区画を造成するために申請されたものです。申請地は東側は市道、西側は市道、南側は宅地、北側は市道となっています。雨水は東側の既設側溝及び西側新設側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。土砂の流出につきましては、周囲の道路との境界に再生クラッシュャーランによる転圧を施し防ぎます。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあり、第3種農地となります。また、〇〇集落ということもあり、埋蔵文化財保護法の規定により、教育委員会へ事前に届けをするよう促しております。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の取得費は〇〇万円です。添付の平面図をご覧ください。A、D、E区画は市道から高さがあるため、駐車スペースは敷地を削り、市道の高さと合わせるとのことです。雨水、汚水は側溝、下水道に流れるように設計するとのことでした。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 こちらは、もともと白地の畑になっているんですか。

事務局 都市計画法上の用途区域であります。

議長 ほかにありませんか。

1 番 平面図に記載されているFHとはどういう意味でしょうか。

事務局 フォーメーションハイという意味で、設計上の高さを表しているようです。敷地の北東の角に±0と書いてあり、そこが基準点となります。基準点からどのくらい高いかを表しています。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

9番 農地法第5条の2番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約100mのところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権移転を受け、事業用資材置場を設置するために申請されたものです。申請地は東側は山林、西側は県道、南側は市道、北側は霊園となっています。雨水は自然浸透及び南東側市道側溝により排水します。土砂の流出につきましては、懸念するところはありません。申請地北東側に設置されている〇〇については現状のまま保存するとのことです。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買代金は〇〇万円です。申請地には〇〇がありますが、そこを含めての売買になります。関係者との協議により〇〇は現状のまま使用していくこととなったようです。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4～5 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 1 番を説明します。今回の申請は穂北地区〇〇集落の渡人から、後継者である長男への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇集落、〇〇集落に点在する農地です。受人は〇〇集落で、ピーマンを含め 1.4ha 作付けされております。農機具はトラクター 3 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台と農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 2番を説明します。今回の申請は穂北地区〇〇集落の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約200mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やピーマンを含め1.5ha作付けされております。申請地には水稻を作付け予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター1台、田植機1台、軽トラ1台と農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 3番を説明します。申請地は三納地区の〇〇にある農地です。三納地区の渡

人から、三納地区の受人への売買による所有権移転となります。受人は早期水稲、普通水稲、加工用米を10ha程と、ハウスピーマンを作付けされており、農機具も一式そろっております。〇〇もされております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は10a当たり〇〇万円です。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9番 4番を説明します。今回の申請は奈良県の渡人から、鹿野田地区の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約150mのところにある農地です。受人は鹿野田地区で水稲やマンゴーを含め1.3ha作付けされています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラを所有しており、農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

32 番 渡人と受人の関係を教えてください。

9 番 受人のおじになります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 5番を説明します。今回の申請は宮崎市の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ約100mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻や野菜を作付けされています。申請地には水稻を作付け予定で農地として活用されていくことを確認しています。農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10aあたり〇〇万円です。受人が認定農業者でないため、3条での売買となっております。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 6 番を説明します。今回の申請は妻地区〇〇の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 200m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻や〇〇を 10ha 作付けされています。申請地には WCS を作付け予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 8 台、田植機 2 台、軽トラ 2 台を所有し、農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 6 番の説明がありましたが、〇〇委員が受人に関係する案件であります。農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 49 号農業経営基盤強化促進法^{ふそく}附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第49号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和6年4月5日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書6~7ページのとおり3件であります。

議長 説明がありました1番から3番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に、賃貸借設定分として議案書8~9ページのとおり3件であります。

議長 説明がありました1番から3番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 50 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 10～30 ページのとおり 27 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議長 説明のありました 27 件の議案のうち、申請番号 8 番は〇〇委員が受人に係る案件でありますので、8 番を除く 26 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 それでは、申請番号 8 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇

○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議長 それでは、8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第51号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第51号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書31ページの通り3件であります。

議長 1番について地元委員の説明を求めます。

7番 申請地は三納地区の○○集落にある農地です。今回の申請は兵庫県に住む申請人が所有している農地であり、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 2番について地元委員の説明を求めます。

12番 申請地は都於郡地区の〇〇集落にある農地です。今回の申請は〇〇集落に住む申請人が所有している農地です。〇〇番、〇〇番1につきましては、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから事由5、〇〇番につきましては、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 3番について地元委員の説明を求めます。

3番 申請地は三財地区の〇〇集落及び〇〇集落にある農地です。今回の申請は〇〇集落に住む申請人が所有している農地です。〇〇集落にある農地は、農地法施行以前から農地以外の土地であることから事由1、〇〇集落にある農地は、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由4に該当すると判断しました。皆さまのご

審議をよろしく願います。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第 52 号令和 6 年度最適化活動の目標の設定等 (案) の承認についてを
提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 担当者説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 暫時休憩。

議長 ただ今から協議会とします。

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 時 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

1 番

32 番